

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 廃塗料、廃プラスチック類、大谷石

今月号も、協会への相談事例を紹介します。
今回は、実際にやり取りをした形式でご案内します。

(廃塗料の産業廃棄物の種類は？)

- Q. 以前ペンキ屋をやっていたが、もう廃業した。残った塗料等があるが産業廃棄物の品目は何に該当するのか。
- A. 油性の廃塗料は廃油に該当しますが、固まりつつあるスラリー状で泥状を呈している場合は、汚泥と廃油の許可がある業者に処理を委託する必要があると思います。完全に固まってしまっていて固形物であれば廃プラスチック類に該当します。また、シンナーなどの引火点が70度以下のものは、特別管理産業廃棄物の廃油に該当します。水性塗料については、pHにより廃酸、廃アルカリのどちらかに該当し、有害物質が規定以上含まれる場合は、特別管理産業廃棄物の廃酸、廃アルカリのどちらかに該当することになります。品目的には以上のような整理になりますが、含有成分等を確認して、その情報を処分業者に提供し適正に処分してください。

(化学繊維の原料の処分)

- Q. 当社はプラスチックペレットから、化学繊維を製造しているが、どうしても製造過程で廃プラスチック類が発生してしまう。このところ、少しずつ廃プラスチック類の処理費用が上がり、何かいい案はないか。
- A. 中国が資源ごみの輸入を禁止してから、産業廃棄物の廃プラスチック類を処分する場合、焼却処理の処理単価が上昇しているようです。ほとんどがプラスチックということであれば、リサイクルが可能とされますので、廃プラスチック類をリサイクルしている業者に相談すると思います。→(協会員で廃プラスチック類のリサイクル業者を紹介しました。) また、地下水を汚染するような物質が付着していないようなので安定型処分場に処分することも可能と考えられます。→(協会員で安定型最終処分場を設置する業者を紹介しました。)

(大谷石の処分)

- Q. 大谷石の塀が傾いているので、処分を頼まれたが破砕してくれる業者はいないか。以前依頼していた破砕業者に断られてしまった。
- A. 大谷石は破砕しても公共事業の路盤材などには利用できず、破砕しても利用先が少なく処理業者は受け入れを控えている方が多いようです。
- Q. 破砕だけを頼むことは可能なのか。
- A. それは、処理業者との話し合いで可能だと思います。破砕をしても利用先が確保されていないと意味がありませんので、依頼された方と十分に利用方法を詰めて進めた方が良いと思います。処分目的の利用は認められません。例えば、窪地を平らにする目的でそのまま大谷石を埋めることは不法投棄とみなされますので、くれぐれも御注意ください。